

令和6年度 特定健診・特定保健指導実施期間等について

区市町村名	地区医師会名	特定健康診査				特定保健指導			
		実施期間		住民の方（住民登録がある方）以外の受診の可否	注意していただきたい事項	実施期間		住民の方（住民登録がある方）以外の受診の可否	注意していただきたい事項
文京区	一般社団法人 小石川医師会	令和6年6月15日	～	令和7年3月31日	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文京区民（住民登録のある）の方は追加項目が受診できます。</li> <li>・受診されたい実施機関が決まりましたら、事前にお電話での確認をお勧めします。</li> </ul>			
日野市	公益社団法人 日野市医師会	令和6年4月1日	～	令和7年3月31日	○	<p>受診されたい実施機関が決まりましたら、事前にお電話での確認をお勧めします。</p> <p>※他市在住の方は「基本的な健診の項目」と「詳細な健診」が受診できます。</p> <p>日野市民(住民票のある)の方は上記健診の他に、日野市の追加項目健診が受診できます。</p>			